

障 発 0724 第 1 号  
平成 29 年 7 月 24 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

### 児童発達支援ガイドラインについて

児童発達支援の提供及び事業所運営については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令等に基づき行われているところですが、今般、児童発達支援の質の向上を図るため、別紙のとおり「児童発達支援ガイドライン」を定めたので、管内の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所に対し周知徹底を図るとともに、事業所の指定、指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会において活用し、より一層の支援の質の向上に取り組まれるよう、格段のご配慮をお願いします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知をお願いします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。